

# 日本公認会計士協会「意見募集『我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について』」及び「会計制度委員会研究資料『我が国の財務諸表の表示・開示に関する調査・研究』」の概要

おとこざわ えりこ  
公認会計士 男澤 江利子

## I 概要

日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）は、平成27年4月16日付けで「意見募集『我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について』」（以下「意見募集」という。）及び「会計制度委員会研究資料『我が国の財務諸表の表示・開示に関する調査・研究』」（以下「研究資料」という。）を公表した。

研究資料は、国内外において、企業の情報開示に関する議論が活発に行われている中で、財務諸表の表示・開示についての会計基準を検討する時機が来ているのではないかと考え、我が国における会計基準の必要性の検討を行うこととし、国内外の幅広い観点から、我が国の財務諸表の表示・開示について調査・研究を行い、JICPAにおけるこれまでの調査・研究の結果及び現時点におけるJICPAの考えについて、取りまとめたものである。

また、我が国の財務諸表の表示・開示に関する会計基準の必要性について最終的な結論を得るためには、更なる調査・研究が必要であると考え、こうした観点から、研究資料に記したJICPAの考えについて質問項目を整理の上、意見募集「我が国の財務諸表の表示・開示に関する検討について」を公表し、財務諸表の作成者や利用者、市場関係者等から広く意見を募集することとしたものである。

意見募集の期間は、平成27年6月17日までとされている。

なお、文中、意見に関する部分は、私見である。

## II 意見募集の内容

JICPAは、我が国の財務諸表の表示・開示の会計基準を検討する場合には、以下の事項について優先すべきであると現時点では考え、財務諸表の作成者や利用者、市場関係者等から広くコメントを募集している。

### （質問1）財務諸表の表示・開示について検討すべき事項について

#### ① 注記情報について

（主な論点）

- 我が国の会計基準と国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）において注記情報の開示が要求される項目を比較すると、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として、日本基準においても開示を求めらるべきと考えられる項目がある。例えば、「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」や「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記がこれに該当する。
- 一方、財務諸表利用者にとって有用性が低いと思われる注記情報については、開示の簡素化又は省略が可能となるよう検討することが考えられる。

#### ② 財務諸表の表示について

（主な論点）

- 連結貸借対照表や連結損益計算書といった基本財務諸表の表示に関する会計基準の開発を検討することが考えられる。財務諸表の表示・開示に関連する会計基準としては、現時点では、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」、企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」及び企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」があるのみである。
- 加えて、今日においては我が国の公開会社の株主に占める外国人株主の比率も相応に高いことから、開示される財務情報について言語にかかわらず一元化することが望ましいと考える。

### （質問2）その他

意見募集に記載の事項のほか、我が国の財務諸表の表示・開示において改善すべき事項についても、コメントが募集されている。

## Ⅲ 研究資料の内容

### 1 公表の経緯と本研究資料の位置付け

JICPAでは、我が国の財務諸表の表示・開示に関する会計基準の必要性についての問題意識の共有化とともに、今後、期待される活発な議論に資するものとして、本研究資料を公表することには意義があるものと考えている。

研究資料は、これまでのJICPAにおける調査・研究の結果及びこれを踏まえた現時点における考えを取りまとめたものである。したがって、本研究資料は、実務上の指針として位置付けられるものではなく、また実務を拘束するものではない。

本研究資料は、以下の構成となっている。

- I はじめに
- II 日本基準とIFRSの表示及び開示規定の比較
- III 開示事例等に基づく分析
- IV 開示に関する議論の国際的動向について
- V 資料編

### 2 日本基準とIFRSの表示及び開示規定の比較

#### (1) 我が国における財務諸表の表示及び開示規定

我が国における財務諸表の表示及び開示に関する規定について考察し、現時点における総括として、以下の3点が示されている。

①我が国では、各法制度において目的を踏まえて財務諸表の表示及び開示の規定を定めている結果、公開会社の連結財務諸表について、金融商品取引法と会社法では別々の書類の作成を求めている。連結財務諸表の目的が同じであるにもかかわらず、異なる情報量の財務諸表の開示を求めることは我が国特有の制度であり、改めてその必要性を議論することが考えられる。また、制度の違いによって表示される勘定科目等に差異があることは必ずしも否定されるものではないが、連結貸借対照表や連結損益計算書といった基本財務諸表の表示に関する会計基準の開発を検討することが考えられる。

②国際的なルールと同等の水準の企業会計・開示制度の整備という観点から、財務諸表の表示の包括的なルールの中で、公開会社の基本財務諸表である「完全な一組の財務諸表」を明確にすることが望ましいと考えられる。

③個別財務諸表の開示の在り方については、個別財務諸表作成の意義や作成目的も併せて整理されるべき事項であり、中長期的には連結財務諸表と整合する形で体系的に整理されるべきであると考えられる。

#### (2) 全般的考慮事項（開示する財務諸表を作成する際の包括的なルール）

国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」

及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に定められている財務諸表を作成する際の全般的考慮事項について、我が国の現行の取扱いとの比較による考察を行っている。

現時点における総括として、適正な表示とIFRSへの準拠、継続企業及び報告の頻度については、我が国の会計基準において取扱いが定められていない。これらの事項は、開示する財務諸表を作成する際の包括的なルールとして会計基準に明示することが望ましいと考えられ、財務諸表の表示の包括的な会計基準を検討する中で、我が国の会計基準としての「全般的考慮事項」を検討することが考えられる、とされている。

#### (3) 項目別比較

日本基準（会計基準、財務諸表等規則等）とIAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」及びIAS第10号「後発事象」の開示規定を比較、検討し、その結果我が国では開示が求められていない事項として以下を挙げている。

- ① 経営者が会計方針を適用する過程で行った判断（IAS第1号第122項）
- ② 見積りの不確実性の発生要因（IAS第1号第125項）
- ③ 自己資本の管理に関する開示（IAS第1号第134項）

このうち、①及び②は経営者による判断と主要な測定のための仮定を提供するものであり、財務諸表利用者が、企業の財務諸表の理解を深める上で、重要な情報を開示しているものと考えられるとして、「Ⅲ 開示事例等に基づく分析」以降で詳細な検討が行われている。

### 3 開示事例等に基づく分析

#### (1) IFRS任意適用会社の開示事例からみた財務諸表の開示の分析

IFRSで開示が求められている「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」に関する注記及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記について、我が国においてIFRSを任意適用している企業が実際にどのような開示を行っているかについて、調査・研究を行い、IFRS任意適用会社の開示情報の方が、経営者が会計方針を適用する過程で行った判断や見積りの不確実性の発生要因に関する理解に資する点でより充実していると思われるとの結論にいたっている。

経営者が会計方針を適用する過程で行った判断や見積りの不確実性の発生要因に関する事項は財務諸表利用者にとって財務諸表作成の前提や不確実性を把握するための重要な情報であると考えられるため、日本基準適用会社においても、当該情報を財務諸表の

一部として記載することを検討することが示されている。

## (2) 日本企業の英文連結財務諸表の開示事例からみた財務諸表の開示の分析

我が国の公開企業の財務諸表の開示制度である会社法の開示制度と金融商品取引法の開示制度のいずれとも若干異なる表示の方法によって、外国投資家向けの英文連結財務諸表を開示する企業が見受けられる点を指摘し、我が国の会計基準において要求する表示・開示の内容について国際的なルールと同等の水準とするよう一元化を図ることは、日本基準で作成した財務諸表を翻訳するのみで国際的にも利用可能なものとする事となり、財務諸表作成者及び利用者の双方のニーズを満たすものと考えられる、としている。

## (3) 財務諸表の公表日からみた財務諸表の開示の分析

我が国における公開会社の財務諸表の開示制度と公表日をまとめたうえで、財務諸表の公表日や後発事象の取扱いについても検討すべき論点がある、と指摘している。

## 4 開示に関する議論の国際的動向について

国際会計基準審議会（IASB）、英国財務報告評議会（FRC）、米国会計基準審議会（FASB）における議論の動向が記載されている。

今回の意見募集に寄せられるコメントを一つの契機として、我が国の財務諸表の表示・開示に関して幅広い検討が進められることが期待される。

以上

### トーマツ Web サイトのご案内 US/米国会計基準

<http://www.deloitte.com/jp/us>

#### Heads Upニュースレター

デロイト米国税務所が最新の会計・開示情報や規制動向について解説するニュースレター（随時発行・日本語翻訳も掲載）

#### EITF Snapshotニュースレター

発生問題専門委員会（EITF）ミーティングについて解説したニュースレター。原則、EITF ミーティング（2カ月毎）開催後に発行（重要なテーマについては、日本語翻訳を掲載）

#### Accounting Roundupニュースレター

- 米国の会計基準の要約及び関連資料へのリンクを掲載するニュースレター（月次、四半期、年次で発行。特別版は随時発行）
- FASBとIASBの共同プロジェクト及びFASBの単独プロジェクトの動向をまとめた特別版は、日本語翻訳も掲載

#### Audit Committee Briefニュースレター

米国の会計・監査について、監査委員会が知っておくべき情報を解説したニュースレター（月次発行・日本語翻訳も掲載）

#### その他

- デロイト米国税務所が発行した、「SEC Comment Letters（米国登録会社に関するSECコメント・レター）」（日本語翻訳も掲載）等の重要なニュースやスペシャル・レポート等を掲載
- 「US GAAP/SECに関するセミナー」（年2回開催）の概要と関連資料等

お問合せ先 監査ERS審査室（監査国際） Tel:03-6213-1110 E-mail:jp\_us\_contact@tohmatu.co.jp